

土木森林環境委員会会議録

日時 令和3年3月8日(月) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後3時14分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 乙黒 泰樹
副委員長 向山 憲稔
委員 河西 敏郎 久保田松幸 桜本 広樹 流石 恭史
清水喜美男 古屋 雅夫 佐野 弘仁

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部長 村松 稔 林務長 金子 景一
森林環境部次長 保坂 陽一 森林環境部次長 前島 斉
森林環境部技監 山田 秋津
森林環境部技監(森林整備課長事務取扱) 増田 義昭
森林環境総務課長 後藤 宏 環境・エネルギー課長 中澤 一郎
大気水質保全課長 渡辺 延春 環境整備課長 河西 博志
みどり自然課長 石原 徳幸 林業振興課長 金丸 悟
県有林課長 小沢 武雄 治山林道課長 倉本 洋

議題 (付託案件)

- 第15号 専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例中改正の件
第17号 令和3年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第4条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの
第18号 令和3年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算
第25号 令和3年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算
第34号 林道事業施行に伴う市町村負担の件

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

会議の概要 午前10時から11時48分まで、途中休憩をはさみ、午後1時から午後3時14分まで森林環境部関係の審査を行った。

主な質疑等 森林環境部関係

※第17号 令和3年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第4条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(「名水の地」ブランド化推進事業費について)

流石委員

森林環境総務課の、森の3ページ。「名水の地」ブランド化推進事業費のことでお伺いしたいと思います。

私の知り合いには、東京とか神奈川とか関東に結構多いんですね。ときどき遊びに来たときに「水がうまいね」ってよく言われるんですよ。特に、ウイスキーなんかに入れると、「ああ、コンビニで買うよりずっとうまい」という方が結構いる。言われるとうれしい。やはりそういったイメージなんですよ。山梨は名水の地としてのイメージアップ、これはやはり必要だと思っておるんですが、そういったときに、このイメージの定着に向け、どのような取り組みをしているのかお聞きしたいんですが、よろしいでしょうか。

後藤森林環境総務課長 「名水の地」ブランド化推進事業の取り組みについてですけれども、この事業につきましては、山梨は名水の地であるというイメージの定着を図るために、名水を切り口といたしまして本県の魅力を県内外に広く情報発信していこうというものでございます。

まずは、これらの山梨の水に関するブランド力、それから知名度を向上させるために実施してまいりました事業の成果を検証するために、三大都市圏の住民を対象といたしまして、本件の良質な水の産地に関する意識調査を実施してまいりたいと考えております。

また、広報事業関係におきましては、既存のPR動画がございましたけれども、これに「甲武信ユネスコエコパーク」、「山梨夏っ子きのこ」、これはクロアワビタケのことになりますが、それから「富士の介」など、新たな情報を盛り込みまして、本件の魅力を県内外に幅広く情報発信していくこととしております。

流石委員

ここにも書いてあるように「天に選ばれし、名水の地、山梨。」というキャッチフレーズがあるんですけどね。やっぱりブランド力は必要だろうと思うのですが、さっき、ブランド力の向上に向けて、取り組んできたと承知していますが、これまでの事業とちょっと違ったような気がするんですが、それのところの違いはどうなんですか。

後藤森林環境総務課長 お答えいたします。

これまでは県外からの誘客などを目的といたしまして、三大都市圏における大型商業施設でのPRキャンペーン。それからJR中央線の特急での車両の広告提出など、情報発信をしまいつてきたところでございます。

今回の事業におきましては、ターゲットを絞った広告形成、一過性のイベントの特化性に変えまして、人を集めることが難しい、このウィズコロナ社会においても、山梨の名水の地としての魅力を県内外に向けて、最大限にPRできるよう、多様な広報媒体を利用して、活用していこうという手法に転換したものでございます。

具体的には新たに作成いたしましたPR動画を、県の玄関口であります甲府駅南口や県外利用者の多い談合坂サービスエリアのデジタルサイネージなどにおきまして映像を流すとか、また、ユーチューブなどによりまして、幅広い層に向けて情報を発信していくなど、継続的なプロモーションをやっていこうと考えております。

また、育水の観点から良質な水の産地を学び育てるという県民の意識をさらに向上させてくために、新たに企業、大学等と連携いたしまして、小中学生を対象とした水源かん養の仕組みなどを、自然の中で学ぶフィールドワーク、それからオンラインを活用した環境教育を実施していきたいと考えております。

流石委員 今までのPR活動はよくわかっているんですけども、去年、ことし、コロナ禍ですから、渦中において、余り団体で来なくなった。乗用車で来る程度で、この緊急宣言が終わってもどれほどの方が首都圏から来るのかちょっとわからない。そういう中で、この事業によってどのような効果が例えば期待できるのか、ちょっとわからないなという部分もあるんですけど、そのへんの見解はどのようにお持ちですか。

後藤森林環境総務課長 まず、今回実施いたします意識調査から、県内ニーズの把握、また課題の分析、それから継続的なプロモーションを通じまして、県民はもとより県外在住者におかれましても、本県が名水の地であるというイメージの定着が期待できると考えております。

また首都圏の一極集中から、自然豊かな地方への分散の流れがある中で、観光資源や県産品等に「山梨の名水」という付加価値を与えることで、二拠点居住やワーケーション、それから企業移転の地として、山梨が有力な選択肢の1つとなることを期待しております。

流石委員 ぜひ、PRをしていただきたいということと、山梨はやはり富士山の湧き水、それからアルプスの水、いろいろありますよね。やはり観光だけで、富士山や湖ばかり、また、果物ばかりに頼るのではなく、「山梨に来たら水か」というような、そういう売り込みかたもありますよね。ですからぜひ、水も前面に出す。それから空気も前面に出す。そういうやり方も、外国から来るお客さんに対しても、やはり私はいいのかなと思っておりますので、ぜひ水を観光の中の1つに入れていただければありがたいと思います。答弁要りません。ぜひ、水も入れていただきたいということをお願いいたします。

(地域気候変動適応計画策定費について)

清水委員 課別説明書の森の12ページ、及び当初予算概要の107ページにございますマル臨の地域気候変動適応計画策定費について質問いたします。

実は、2月16日の山日新聞に、気候変動情報一元化という記事が出ておまして、県民の人はこれを見て、新しい活動が始まるんだなと理解していると思います。それについて詳細を何点か質問したいと思います。

まず、この気候変動適応法ですけれども、これは2018年に制定されたということですが、まず、気候変動適応法の概要の説明をお願いいたします。

中澤環境・エネルギー課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

気候変動適応法の概要ということでございます。地球温暖化対策につきましては、いわゆるCO₂等を減らす緩和策と合わせて、一方でもうすでに平均気温の上昇に伴う気候変動がさまざまな影響を及ぼしております。これに対応していくということにつきまして、国の責務ですとか、都道府県の役割ですとか、そういったものを定めたものであると承知しております。

清水委員 この適応法に基づいて活動を進めていくと思うんですけども、各市町村との連携はどのようにやっていくんですか。

中澤環境・エネルギー課長 ただいまの御質問にお答えします。

先ほど御指摘がありましたように、先月、山梨県気候変動適応センターを開設いたしました。今後はこのセンターを核として、さまざまな情報収集や情報

発信を考えております。その上で、市町村との連携というのは非常に重要だと考えておりますので、このセンターの立ち上げと同時に、CO₂ゼロの実現に向けて、市町村や農業団体等で構成します「ストップ温暖化やまなし会議」も設立いたしました。今後はこのやまなし会議を母体といたしまして、気候変動の適応に関するネットワークの構築をいたしまして、効果的に情報発信、あるいは支援をしてまいりたいと考えています。

清水委員

新聞記事によると、ホームページを中心に情報発信をするという話しなんですけども、ホームページって意外と見てない人が多くて、特に主婦とか、家庭でいろいろやっている人はほとんど見ていないですね。だけど、CO₂削減についてはそういう人が果たす役割が大きいんですね。家庭でのCO₂削減。その徹底を図る意味で、ホームページだけじゃなくて、今、やまなし会議という話しもあったんですけど、いろいろな手を持って山梨県民のすみずみまで情報が行く、いわゆる山梨県県民ネットワークみたいに、これは仮称で、そういうような広域のネットワークシステムをつくって、そのネットワークに乗せて情報を届けることが、すごく重要だと思います。

ですから、ホームページだけでやるからいいじゃないかという話しだと、せっかくいろいろやってもほとんど効果に結びつかないと思うんですけども、そのへんはどのようにお考えですか。

中澤環境・エネルギー課長 ただいまの御質問にお答えします。

適応センターにつきましては、県民への情報提供が事業の柱になります。その上で、ホームページも活用していくわけでありましてけれども、委員御指摘のとおり、効果的に情報発信していくというのは、極めて重要であると認識しております。

その上で、先ほどもありましてとおり、先般「ストップ温暖化やまなし会議」を設立しました。これには全ての市町村が参画をしております。合わせて経済団体ですとか農業団体。これに加えまして民間団体の方々にも参画をいただいております。これをさまざまな関係者が参画をいただいておりますので、これを活用したいと考えておりまして、これをベースにやはりネットワークを構築していくのが一番効果的ではないかと考えております。

清水委員

知事も、先般「2050年カーボンゼロ」という宣言をしました。やはりそれを受けて各27市町村もゼロカーボンという形で連携をとったということなんですけど、ぜひ、山梨県が他県より先に、いろんな面でリーダーシップをとるといようなことは、山梨県は81万人しかいないので、いろいろな活動をするときに小回りも利いて実際すごくいい、そういう意味で自治体として活動しやすいと思うんです。ですからぜひ、そういう小回りの利く活動をやっていただきたいと思うんですけど。

それともう一つ、この適応策をやったときの成果というものを今後どのように把握していくのが重要だと思うんですね。例えばCO₂がことしは何%になったとはならないんですよ。だけどそれに近いような成果を見える化していく必要があると思うんですけども、そこはどのように考えていますか。

中澤環境・エネルギー課長 ただいまの御質問にお答えします。

まず1点、山梨県は小回りが利くという中で積極的にという御質問でございます。山梨県は御承知のとおり、山梨県として全国の自治体に先駆けてCO₂ゼロを目指すということを宣言をしました。さらに先月、全ての市町村が共同

でゼロカーボンシティを目指すということも宣言をしたところでもあります。

このように、常に山梨県は全国初の取り組みをこれまでもやってきたという自負がありますので、これからも、繰り返しですけれども、「ストップ温暖化やまなし会議」を核といたしまして、さまざまな市町村ですとか事業者の先進的な取り組みの支援をやっていきたいと考えています。

もう1点、成果の指標というところでございます。現在、県では国の実行計画に準ずる形で2030年の中期目標、2050年のCO₂ゼロというのを目指しています。さらにこれに加えて山梨県では2020年の短期目標、これも新たに設定をして数値化、数値目標を設定しております。現在、国のほうで、この数値目標の見直し等が進められていると承知をしておりますので、この動向を注視して、さらに新たな目標設定というようなことも検討してまいりたいと考えております。

清水委員

成果の把握が、国はいまだに2年たたないと実績がわからない仕組みになっているんですね。ただそれは国のほうで、山梨県はもっとね、きのうやったのはきょうわかるよみたいなね、そういう仕組みって本当にやれそうな気がするんで、ぜひそのへんはまた、御検討お願いしたいと思います。

(森林環境保全推進事業費について)

もう1点質問させていただきます。森の35ページの森林環境保全推進事業費の中に、荒廃した民有林の整備ということで事業が計上されておりますけれども、民有林が約53%あるんですけれども、今、荒廃した民有林というのは大体どのくらいあるんですか。

増田技監（森林整備課長事務取扱） 県内の荒廃した民有林につきましては、この事業がスタートしました平成24年当時、約1万9,000ヘクタールあるという試算でスタートしております。

昨年度までに約5,700ヘクタールの荒廃森林の整備をしてきましたので、差し引きをしますと、令和元年度末時点で約1万3,000ヘクタール程度であると推定しております。

清水委員

時間がかかると思うので、民有林の53%のうち、何%ぐらいがそれに該当するかという資料をいただきたいのと、その民有林に対してこの事業を推進する計画も資料でいただきたいと思います。

乙黒委員長

詳細な資料を至急作成の上、提出をお願いいたします。

(富士山科学研究所費について)

古屋委員

森の4ページの富士山科学研究所費についてお伺いしたいと思います。まず、富士山科学研究所は、ホームページによりますと、平成9年に開所して今日に至っているということでございますが、組織図等々書いてあるんですけど、研究所の人員はどのような状況になっているのか、まず、最初にお伺いします

後藤森林環境総務課長 現在、富士山科学研究所の職員につきましては、令和2年度現在、41名となっております。この内訳につきましては、行政事務5名、研究職12名の17名に加えて、あとは任期つき研究員ですとか、会計年度職員という構成になっております。

古屋委員 ありがとうございます。人員については相当大きい40名ということでございますけど、この特に研究部門では自然環境だとかあるいは火山防災課とか、あるいは環境共生課という3つのグループにわかれているとホームページでは記載されているんですけど、具体的に7、400万円の経費が今年度、計上されているんですけど、今年度の研究項目というのはどの程度あるのか。もしわからなければあとで資料でも結構であります。あるいは研究というのは、単年で終わるものではありませんから、継続がこれだけ。今年度から新たに研究するのがこれ。というのがもしわかりましたらちょっと教えていただきたい。

後藤森林環境総務課長 富士山科学研究所で実施いたします研究テーマでございます。令和3年度につきましては17研究に取り組んでいく予定でございます。新規テーマとしては7テーマ、継続テーマといたしましては10テーマを予定しております。

古屋委員 具体的な研究内容の資料につきましては後ほど結構でありますけど、いただきたいと思えます。

それでもう1点ですけど、この研究テーマの中に、昨今知事が富士山鉄道について述べられているわけでありまして、それが環境保全を含めた、富士山の環境保全ということについては研究の内容に入っているのかどうなのか。あるいは今度、そういったことについても研究していくのか。県としてのお考えがあればちょっと教えていただきたい。

乙黒委員長 先にお諮りしたいと思います。古屋委員から先ほど要求がありました資料について、委員会として資料要求することにいたします。これに御意義ありませんか。

(「異議なし。」)

乙黒委員長 では資料の提出をお願いします。

後藤森林環境総務課長 富士山火山の関係の研究テーマということでございます。よろしいでしょうか。

古屋委員 富士山鉄道の関係についてと、いわゆる環境問題についての研究はここで今後なされていくのかどうなのか、その辺について。

後藤森林環境総務課長 また別途、資料を提出させていただきますけれども、いま手持ちの資料等で確認いたしますと、富士山におけます噴出土の照合、噴火実態ですとか、それから火山監視観測システムの富士山の最適化等々ございますので、何らか、それについては研究対象と考えておりますので、また、別途資料提出させていただきますと思います。

古屋委員 ちょっと大事なところなんですけど、その富士山鉄道については研究課題に入っているという受けとめ方でよろしいですか。資料は後ほど結構ですけど。

後藤森林環境総務課長 それについては確認させていただきます。

乙黒委員長 おそらく、項目の中に絡んでくると思うんですけど、確認をしないとわから

ないというような形なので、また資料で……。

古屋委員 じゃあ後ほど確認させていただきたいと思います。

(松くい虫等被害地域対策事業費について)

もう1点ですけど、森の35ページの松くい虫の被害状況については、昨年度の状況からいきますと県全体でどんな状況になるのか、まず、その辺についてお伺いします。

増田技監(森林整備課長事務取扱) 松くい虫の被害、令和2年度の状況でございますが2月25日現在でございますけれども、材積にしまして3,998立方メートルということになっております。令和元年度、昨年度が3,679立方メートルでございましたので、やや増加をしているという状況でございます。

古屋委員 昨年度より多くなっているということですが、イメージ的に言えば、ちょっと3,998立方メートルというのはどのようなイメージで捉えていいのかちょっとわからないんですが、たとえられるような広さでいけば。例えば東京ドームでいけばどのくらいとか。

増田技監(森林整備課長事務取扱) 本数で言いますと4,130本ということでございます。1つの箇所にとまってはなくて、松枯れの場合は割と拡散して単木的に枯れるようなものもございますので、面積的には、ちょっとイメージというのはわからないんですが、本数にするとそれくらいになります。

古屋委員 昨年度よりふえている状況で、これは市町村でも大きな課題になっていまして、県もこうして予算を組んで対策には積極的に取り組んでいることは十分承知しているんですけど、この効果というのは県全体としてみた場合、1年2年だけのことではなく、ここ何年かの大きな課題になっているわけでありまして、どんな状況で、どのように受けとめているのか。あるいはもっと抜本的な対策を講じていかなければならないのか、その辺について、ちょっとお伺いします。

増田技監(森林整備課長事務取扱) 本県におけます、松くい虫被害の過去の推移を見ますと、昭和53年に最初に県内で発生をしまして、昭和62年度に被害量のピーク、約2万3,000立方メートルとなりまして、その後は多少、増減もございませうけれども減少傾向にございます。

例えば約10年前になりますけれども、平成22年度においては、被害材積が約8,900立方メートル。平成30年度が約4,800立方メートルで昨年度が3,679立方メートルということで、おおむねその対策の効果もあるかと思えますけれども、減少傾向で推移をしてきてございます。

ただ、今年度また被害が少しふえておりますし、依然深刻なレベルの被害だと思っておりますので、今までの対策を引き続き強化しながら取り組んでまいりたいと考えています。

古屋委員 最後に1点お伺いします。ここにきて完璧に100パーセントなんていうことは絶対無理だと思いますけど、新たに今、ドローンなどを使って、一部、県でもやっているようなことは耳にしているんですけど、山梨県としてITの新たなそういうツールを使つての対策というお考えがあれば、最後にお聞きして

終わりたいと思います。

増田技監（森林整備課長事務取扱） 委員御指摘のとおり、ICTを活用した松くい虫対策というのは全国的にも取り組まれてございまして、国のほうでもドローンを活用した薬剤散布の研究というものを今年度から開始をしていると聞いております。本県についても、例えば昇仙峡などの非常に足場が悪くて対策が困難な地域、こういった地域においてドローンを活用して薬剤散布をしようと言ったことが可能ではないかということで、県の森林総合研究所等で研究課題に取り上げて、これからそういったICTの活用について検討を進めていくこととしております。

乙黒委員長 執行部に申し上げます。先ほど古屋委員から質問のありました、富士山鉄道
の環境調査が来年度の研究テーマとなっているかについては、それも確認の上、
後ほど回答していただけるようによろしく願いいたします。

（プラスチックスマート推進事業費について）

佐野委員 ありがとうございます。それでは3点ほどちょっとお聞きをしたいと思いま
す。まず、プラスチックスマート推進事業についてであります。昨令和2年2
月議会本会議の一般質問、また、同2年、9月議会の本委員会での質問におい
て、プラスチックごみ対策のその先にある、本県主要河川でのマイクロプラス
チック対策についてお聞きし、前向きな御答弁の対策についていただきました
けれども、本当初予算案で示されました、根本対策を目指すプラスチックごみ
全体の対策についてお聞きしたいと思います。

課別説明書森14プラスチックスマート推進事業についてであります。プラ
スチックごみは世界中にあふれており、海洋汚染を引き起こして、さらに紫外
線などの劣化や風化作用でマイクロプラスチックにと変異することで、さらな
る問題が加速化しています。こうした中、レジ袋が全国的に有料化されるなど、
日本国内において問題解決に向けた機運が高まっています。そこで初めにプラ
ごみ問題について県ではどのように取り組んでいくのか、方針等、お示しして
いただきたいと思います。

中澤環境・エネルギー課長 ただいまの御質問にお答えいたします。プラスチックごみの多く
は内陸から河川を介して海に流出をしております。このことから、内陸県であ
る本県も積極的に取り組みを進める必要があると認識をしております。

このため、昨年度、内陸県では全国初となりますプラスチックごみ等発生抑
制計画を策定いたしまして、また、この計画を着実に進めるために、昨年11
月には経済団体や民間団体、教育関係者など26の個人団体で構成するプラ
スチックスマート連絡協議会を立ち上げたところでもあります。

今後も県民、事業者、行政の連携の下、プラスチックごみの発生抑制対策や
普及啓発活動などに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

佐野委員 ありがとうございます。次ですけれど、具体的な取り組みとしてここにも
ありますけど、リユース食器等導入支援事業というのが計上されています。プラ
ごみの発生自体を減らすということは対策の根本であって、繰り返し使う再
使用目的にその中で繰り返し使うリユースを推進することは効果的な組み
だと思えます。

そこで質問します。このリユースに着目して新規事業を立ち上げた狙いなど
についてお伺いしたいと思います。

中澤環境・エネルギー課長 ただいまの御質問にお答えします。委員御指摘のとおり、プラスチックごみの発生を抑制するというのは重要な、最も重要な課題であるという認識の下、特に使い捨てるプラスチックこれをいかに減らしていくかという観点から検討を進めてまいりました。

この事業では使い捨てる食器の使用を削減するという直接的な効果に加えまして、イベントで導入するということによって、多くの県民の目に触れるということによります意識の啓発という効果もあわせて狙ったものでございます。さらに、国の有利な補助制度も導入できるということもありましたので、事業化をしたところでございます。

佐野委員

ありがとうございました。プラスチックは製品・原材料として我々の生活の中にあふれています。これは浸透もずっとして使われていますけれども、この利便性にも、我々はなれ切っているのではないかと思われまいます。このようなライフスタイルの変革を広く県民に呼び掛ける。それから、意識に働きかけて行動に移してもらうことは大事な対策だと思います。

そこで、県では今期、普及促進事業費を計上していますけれども、県民への普及啓発について、先ほどもありましたけれども、どのように取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

中澤環境・エネルギー課長 ただいまの御質問にお答えします。県では県民への普及啓発につきましては、プラスチックごみの排出抑制と対策の両輪と位置づけまして、これまでフォーラムの開催やリーフレットの作成、あるいは学習教材の作成などに取り組んできたところであります。

来年度はこうした取り組みに加えまして、県民参加による下流域の静岡県と連携した清掃イベントの開催や、マイクロプラスチックの調査も継続をいたしまして、その結果を広く、県民に周知することなどによりまして普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

さらに、民間団体による活動も県内各地で盛んに行われておりますので、昨年立ち上げました協議会のネットワークを活用いたしまして、県民に広く参加を呼び掛けて、活動の輪が広がるよう、努めてまいりたいと考えています。

佐野委員

わかりました、ありがとうございます。こうした事業によって、今後県民の意識が一層高まっていくことが大事だと思っています。これは私も今期、ローカルマニフェストに掲げた項目でありますので、また、御期待をしてこの質問を閉じさせていただきます。

(苗木生産体制構築議場費について)

次に森33ページ、苗木生産体制の構築事業費についてであります。この森林経済の持続的な生産性の向上を行うというのは、先人が築いてきた、本県の豊かな森林の循環利用を確立させていかなければならないと考えます。戦後、高度経済成長期に造林された多くが、本格的に伐採時期を迎えて、その後の伐採後の造林に欠かせないのが、よい種苗の確保生産と供給だと考えます。

そこで、昨令和2年9月の本委員会質問においては、県産カラマツの種苗材木育種費について伺いました。今令和3年度当初予算においては、課別説明書森33ページに記載のある苗木生産体制構築事業費についてお伺いしたいと思います。

まず、林業の生産性向上につながる伐採と造林の一貫作業システムの普及を

図るため、必要となるコンテナ苗の生産力強化に向け支援していくということでありませうけれど、一貫作業システムというのがどのようなものか、お伺いしたいと思います。

増田技監（森林整備課長事務取扱） 一貫作業システムがどのようなものかという御質問ですけれども、これまで木の伐採や搬出というのは伐採業者で、そのあとの伐採跡地の整備だとか苗木の植栽を造林業者がそれぞれ別々に行うというのが一般的でございまして。一貫作業システムというのは、これらの作業を一貫して行うものでございまして、伐採や搬出に使った林業機械を、その伐採跡地の整備だとか苗木の運搬に用いることで、作業の効率化や低コスト化につながるものというふうにご期待をしております。

また、伐採というのは年間を通じて行いますので、季節を問わずに植栽をすることができるコンテナ苗というのが必要になってくるというものでございませう。

佐野委員 ありがとうございます。作業の効率化というのは非常に重要だと思いますので、進めていただければと思います。よくわかりました。

次に、このコンテナ苗とはどのようなものか。また、県内の生産状況についてお伺いしたいと思います。

増田技監（森林整備課長事務取扱） コンテナ苗とはどのようなものかという御質問ですが、従来は苗ですね、畑で育成をいたしまして、根についた土は落として山に出荷しています。これに対しましてコンテナ苗というのは筒状のコンテナ容器で栽培育成をするということで、コンテナ内で植物の根と土が一体化した根鉢が形成されるため、乾燥に強く、季節を問わずに植栽ができるというものでございませう。

2点目の、県内の生産状況ですけれども、本県におきましては試行的に生産した苗が昨年初めて出荷されたばかりという状況でございませう。昨年県で策定しましたやまなし森林整備林業成長産業化推進プランにおきましては、令和11年度の県内木材生産量を33万5,000立方メートルまで増加するという目標を立てております。

これに伴って増加する伐採跡地の再生林に必要な苗木のうちおよそ半分、大体82万本と聞いていますけど、これをコンテナ苗の需要と見込んでおまして、これは全て県内産の苗木で供給していきたいと考えているところでございませう。

佐野委員 ありがとうございます。ちょっと令和11年度まで、非常に大きな造林になるなと思います。この将来82万本までと先ほどありましたけれど、県内でのコンテナ苗の生産をこの拡大していくというのをお聞きしましたが、そのためにどのように取り組んでいくのかお聞きしたいと思います。

増田技監（森林整備課長事務取扱） 現在、県内でコンテナ苗の生産をしているのは1社だけということで、今後、生産量を拡大していくためにはやはり生産者数をふやしていくということが必要だと考えております。

それから、コンテナ苗の生産を始める際には温室だとか散水装置といった施設の整備、それから資材。こういったものの初期投資が大きな負担になっているということが課題になっていると思っております。

このため、この事業で新規参入を検討していらっしゃる方を対象にして説明

会の開催であったり、あるいは本格的に生産を始める前の試行的な生産体験といったものを実施する。それから施設整備とか資材購入に対する支援を行う。こういうことで生産体制の強化を図ってまいりたいと考えています。

佐野委員

ありがとうございました。将来にわたってこの森林資源が循環利用できるように、県内での苗木生産体制をしっかりと構築していただいて、伐採後の造林に必要な苗木の確保をお願いしたいと思います。

3点目の質問です。先ほど、古屋委員からもございましたが、松くい虫についてです。森32、森35ページです。昨年、令和2年6月議会での一般質問でもお伺いをしました。今令和3年度当初予算課別説明書の森32、35ページに記載のある、森林病虫害等駆除費、松くい虫等総合対策事業費と、松くい虫等被害地域対策費についてお伺いしたいと思います。

(松くい虫等総合対策事業費について)

まず、松くい虫の予防策は1点目が、予防策としては薬剤樹幹注入、被害木の駆除については、伐倒のみであります。これは本会議でも質問させていただいたとおりでありますけれども、また、この伐倒箇所等の跡地へは、マツ材線虫病にかからない樹種への植栽などについて本会議でも述べさせていただきました。

県では地域の景観形成に欠くことのできない昇仙峡や、富士北麓などの松林を森林病虫害等防除法に基づく重要な森林として指定し、関係市町村等と連携しながら重点的な松くい虫防除に努められるとの御答弁を承知しております。

まず、初めに、被害木は伐倒のみでありますけれども、松くい虫等被害森林景観対策事業費の枯損木除去費について、令和2年度は1,600立方メートルが、本年は2,005立方メートルとして予算増額している理由についてお聞かせください。

増田技監（森林整備課長事務取扱） 枯損木の伐倒につきましては、市町村が事業主体となりますけれども、市町村に令和3年度における要望量等を聞き取りを行った上で、それを踏まえて計上してございます。

佐野委員

ありがとうございます。市町村もこの除去費がふえているという認識、先ほども古屋委員の御答弁にありましたけれども、被害もちょっとふえているということをお聞きしていますので、このような対応になるんだろうと思います。

(森林病虫害等駆除費について)

次に、予防に資するのは、先ほども述べましたけれども、薬剤樹幹注入のみであります。これ以外には予防ができないことは冒頭のとおりでありますけれども、樹幹注入で予防に資するためのアンプル数について、令和2年度で4,950アンプルだったものが、本年令和3年度では4,705アンプルとした理由について。これは御答弁もありましたけど、作業員が近づくことができない対策困難エリアが拡大したため減らしたのか。あるいは、被害範囲が縮小する予測でアンプル数を減らしたなど、具体的な理由についてお聞かせいただきたいです。

増田技監（森林整備課長事務取扱） 薬剤の樹幹注入につきましては、対象木を地域のシンボリックな松林や史跡名所天然記念物に指定されているような松林としておりまして、対象を決めて計画的に実施しているところでございまして、昨年度から今

年度にかけてアンプル数がふえているのは、その計画に従って今年度たまたまといったらちょっとあれですけども、計画として決めている数でございます。

佐野委員

ありがとうございました。エリアを決めていて、年ごと本数を打ちつけていくと、当然、そのエリアの中はだんだん予防がなくなっていきますので、当然アンプル数は減っていくと思うんですけども、そのエリアを拡大していくことは、先ほど御答弁でありましたけれども、被害範囲が広がっているとすれば、そのエリアを順次広げていくことが大事ではないかと思っております。わかりました。

(松くい虫等被害地域対策費について)

最後に森35ページの松くい虫等被害地域対策費の駆除及び樹種転換の実施について伺いたしたいと思います。令和2年6月議会で、植生の早期回復を図るため、周辺の景観になじむ樹種による人口植栽を行うこととしているという御答弁をいただきましたけれども、この樹種転換などについて令和2年度予算で7,908万円であったものが、令和3年度予算で6,155万5,000円となっている本年の予算額について、具体的な理由をお示しいただきたいと思っております。

増田技監（森林整備課長事務取扱） 松くい虫等被害地域対策事業費の予算額が昨年度に比べて減少している理由でございますけれども、松くい虫対策の予算計上に当たりましては、まだ発生していない被害に対応するために計上しているものですが、考え方としましては一昨年度の被害量に対応できる額という考え方で計上しておりまして、例えば令和元年度の予算でしたら、その2年前の平成29年度の被害量に対応した予算額。令和2年度ですと、平成30年度。それから令和3年度につきましては令和元年度の被害量に対応できる額ということで計上しています。平成30年度から令和元年度にかけては、実際の被害量が減少しましたので、来年度の予算額が減っているということでございます。

佐野委員

よくわかりました。ありがとうございました。松くい虫については将来にわたって、この高度公益機能森林や地区保全森林の資源として、またこの対象地域になるものは日本遺産、それから世界遺産の景観保全のためにも必要な、これは執行部の皆さんも十分承知をされていると思っておりますけれども、必要な対策となります。

今後は、国内外より、この景観については大いに着目されることとなりますので、予防駆除の体制を今以上にしっかりと構築していただくよう、お願いしたいと思います。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

古屋議員の質疑に対する答弁

(富士山科学研究所の研究テーマについて)

後藤森林環境総務課長 古屋委員御質問の富士山鉄道に関する研究有無につきまして確認をいたしましたところ、研究テーマにはありませんことを御報告申し上げます。

以上でございます。

※第18号 令和3年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

質疑

(県有地関係について)

向山副委員長 済みません、じゃあ質問させていただきます。

この県有地の関係については、この恩賜県有財産特別会計の中で行われているものでありますので、この中で審査として質問させていただきたいと思いますが、まずこの当初予算の中で、しっかりといろいろな部分で整合性を図っていかねばならないと思いますし、公平公正、また中立な賃料算定に向けた当初予算にしなければならないと考えています。

そうした意味で、富士急行との県有地の賃料改定は令和3年4月、今年の4月に行うと認識をしていますけれども、県有地のうち、来年度、賃料改定は何カ所になるか、ここをまずお伺いしたいと思います。

小沢県有林課長 対象箇所につきましては、貸し付け箇所、約900カ所ございますけれども、個々の箇所ごとに算定基礎を含め精査をすることとしておりますので、具体的に今、何件という数字をお示しすることはできません。

向山副委員長 賃料改定にあたるものは何カ所あるかというそこをお伺いしたいんですけど。

小沢県有林課長 賃料が改定されるのか、されないかというところも含めてですね、足元に算定基礎を含めて精査しながらですね、箇所を決定していくという考えでございます。

向山副委員長 富士急行は3年に1度の改定ですよ。そこはもう決まっていると思うので、その改定が何カ所かというところをお伺いしたいんですけども。

小沢県有林課長 3年に1度の改定ということですので、920件が対象になると思います。

向山副委員長 ほぼ全てだと認識をさせていただきました。では、この全体の賃料改定に向けたスケジュール感を今、どのように持っているかというところでお伺いしたいと思います。

小沢県有林課長 先ほどお話しした内容の繰り返しになりますけれども、900カ所ごとに算定基礎を含め、精査することとしております。現在、準備を進めているところでありますけれども、具体的にいつまでに調査を終えるなどの具体的なスケジュールというのをお示しすることができません。

向山副委員長 富士急行さんが目立ってしまっていますけれども、それ以外に900カ所あってですね、それぞれが改定を迎えるならば、いろんな環境があったりとか、いろんな事情があると思いますので、そこはしっかりスケジュール感を示して、なおかつ、多分900カ所が1年間で終わらない可能性もあると思うので、そこは優先順位がどうなるのか、何年間かけてこれを行っていくのかというのをしっかり示すべきだと思うんですけども、そこについてはいかがでしょうか。

小沢県有林課長 料金改定作業につきましては、来年度中に全ての箇所で検討していきたいと

考えています。

向山副委員長 ぜひ、何度も言いますけど、公平公正な形で進めていただければなと思います。その際の費用というのは、昨年からの繰り越し分もあると思うのですが、この当初の中で今、計上されている部分で納まる予定で行っていく考えがあるのか。

また、個別に行う必要があれば、さらに補正で追加をしていく考えがあるのか。そこについて伺いたいと思います。

小沢県有林課長 この調査費用につきましては、令和2年度に予算計上しておりまして、11月議会におきまして繰り越しの承認をいただいているところです。予算についてはその予算の範囲で行う予定であります。

向山副委員長 仮にですね、個別に全体の適正化調査じゃなくてですね、個別に不動産鑑定が必要なケースも出てくる可能性もあると思いますので、そうしたことがある場合は、しっかりと議会に対してもそうした費用についての補正予算の中で対応するか、また既定の予算の中でやるかわかりませんが、しっかりと委員会を通じて示していただきたいなと思いますし、こういったスケジュール感についても、県の中でこの当初予算が通った中で進めていかれると思うんですが、折を見て委員会、常任委員会含めて、議会に対してしっかりと示していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

小沢県有林課長 貸付料の算定につきましては、現在、住民訴訟にかかる検証委員会においても検証をいただいているところであります。こうした検証を踏まえながら作業を進めるということになりますので、そういうものを踏まえながら、提示をさせていただけるものは提示させていただきたいと考えています。

向山副委員長 ぜひ、お願いしたいと思います。その中で森の53ページの総括表を見ますと4の財産収入、項の1、財産運用収入と見ますと23億295万1,000円ということで、前年比より235万8,000円減額をしていると。ここで1つ気になるのは、この前、全員協議会でも説明がありましたが、富士急行に対しては通知をしていて、何らかの法的理由により、本件各土地貸付にかかる貸し付けが有効とされる場合であっても、本件各土地の賃料を年額20億1,150万円に増額するというのであれば、県の考え方とすれば約20億円というのが今、適正な対価になっていると認識をしています。そうであれば、差額の約17億円分は、ここに計上しなければ整合性は取れないと考えるんですけども、そこについてはいかがでしょうか。

小沢県有林課長 委員のおっしゃいました20億円についてでありますけれども、この額につきましては平成29年4月現在の鑑定価格でございます。通知文、富士急行さんにお送りした通知文にもありますように、あくまで予備的に計上させていただいているものでありまして、今後の、あるいは3年後鑑定によっては価格も変わる可能性もあると、ということで今回は従来の価格で計上させていただきます。

向山副委員長 であれば、現状20億円は決まっているわけではないというのを確認させてもらいました。ただ、知事のお考えに20億円という中で進められていますが、そこにどうしても差異が生まれてしまっているように感じとってしまいますの

で、そこら辺の整合性をぜひ図っていただきたいと思っています。

いまのお話しをお伺いすると、その20億円というのが決定をするのはあくまでも住民訴訟の判決が確定をしたのちなのか、それとも住民訴訟が継続をする中でも、新しいこの令和3年度の料金改定をすれば、それを予算上計上するのか。そのどちらで今、考えてらっしゃいますでしょうか。

小沢県有林課長 貸付料の算定につきましては、検証委員会の検証を踏まえながら算定をしていきたいと考えております。

向山副委員長 じゃあ、住民訴訟の判決、確定をせずとも検証委員会の結果が出ればそれに基づいた賃料算定を行うということ。これは仮にですけれども住民訴訟の結果が、そう思ったように県としていかなかった場合というのは、この当初予算内でどう整合性を図っていくお考えでしょうか。

小沢県有林課長 御質問のあった件は収入についての対応ということでよろしいでしょうか。現在、計上している額を仮に上回るようになったとしても、補正予算等、収入でありますので、その額については補正等は必要ないと考えています。

向山副委員長 正しい賃料を請求するんだけど、予算には反映しないということですか。

小沢県有林課長 最終的に請求する額が決定して、請求させていただいたと。それによって収入額がふえるということになったとしても、予算上、この額を上回るものについては、補正等の予定はございません。

向山副委員長 富士急行さんに、じゃあ請求をして、予算にどの段階で反映されるんですか。済みません、ちょっと自分はそこを理解できなくて、富士急行に20億円を請求した場合に、富士急行以外も含めてですけども、総額で請求をして、その段階では予算には計上されないと。賃料で入ってきて、初めて計上されるという、その認識でよろしいでしょうか。

小沢県有林課長 事前にお財布を用意するという。振り込まれた額は収入額ということになります。

向山副委員長 済みません、でも、今、この予算を計上しているものは現在、振り込まれているんですか、この23億円は。

小沢県有林課長 これは来年度以降に請求させていただく金額です。

向山副委員長 ということは、来年度以降、請求する額をここに載せているわけですね、入っているわけじゃなくて。であれば、請求する額をこの予算に計上しないと整合性を図れない気がするんですけど、その整合性をどう図っているのでしょうか。

小沢県有林課長 請求の見込み額を計上させていただいておまして、仮に今、この額を上回る額が収入として入ってきたとしても、そこは予算の補正措置は行わないということでございます。

向山副委員長 そこは見込み額であるのであれば、きちんとした適正化調査、あるいは不動

産鑑定を行った、その額が適正な見込み額になると思いますので、何を言いたいかというと、その時点できちんとこの予算上で整合性を図らないと実際に県がやっていることと予算上の措置が違う形に出てしまうような気がするんですよ。そこをしっかりと議会の皆さんに御説明をして、自分はしっかりと適正な対価を取るべきだと思っていますので、だったらその金額をしっかりとここに計上する。仮に予備費として挙げるのであれば、その差額の17億円分をここにに入れておかないと、いま富士急にはそれを請求しているのに、ここに挙がっていないという、この予算上のそごが生まれてしまっているということが不健全なように感じてしょうがないんですけれども、そこをしっかりと正してほしいという考えなんですけれども、もう1度お考えをお伺いしてもよろしいですか。

小沢県有林課長 先ほど来の20億円につきましては、あくまで予備的な数字でありますので、ここに予算には計上せず、現況の数字で予算計上させていただきました。

向山副委員長 であれば、確定というのは先ほどの議論の中でいただいています、不動産鑑定があった時点で自分は確定だという認識をしていますので、その段階できちんと予算上に計上していただくことは可能でしょうか。

小沢県有林課長 予算の収入の事務処理上ですね、そういった処理がなくても予算額を上回る収入は、県としては受け入れることは可能だと聞いておりますので、そういった補正措置をとるかどうかというところでは、現段階ではとらないというお答えをさせていただきます。

向山副委員長 いろいろと答弁、また、質疑させていただきましたけれども、この予算計上を見ると、金額は変わっていないというふうに取れてしまうので、そこは県民の皆さんにわかりやすくしてもらいたいというのがこの質問の趣旨でありまして、県として20億円が現状、予備的であっても、世間一般では20億円として賃料請求はしているという事実はありますので、そこは整合性を合わせてやっていただきたいと思います。議会の報告をどのようにしていただけるかというところをお伺いしたいと思います。

小沢県有林課長 現在の貸付料の算定等につきまして、検証委員会における検証が行われているところであります。本会議で知事の答弁にもありますとおり、検証の過程、結果につきましては訴訟の進行状況を踏まえまして、しかるべき時期に公表するとしております。公表しまして、しっかりと説明させていただきたいと考えております。

向山副委員長 ぜひ、お願いしたいと思います。あと転借人のことについて、ここに出ているんですけど、富士急行以外に県有地を転借している土地っていうのはほかにもありますでしょうか。

小沢県有林課長 富士急行以外でも、別荘地として県有地の貸付地を使用している例がほかにもございます。

向山副委員長 そうした転借人の方々には直接、今後県が企業を介さずに、今まだ適法な状況じゃない可能性がありますので、きちんと県が直接、借りている方々にやり取りをして、賃料改定に臨むという方針でよろしいでしょうか。

小沢県有林課長 他の事例につきましては、これから個々の貸付状況を精査して、内容について判断をしていくこととしておりますので、今後、どう対応をとっていくかというのは、そういった作業も踏まえながら検討していきたいと考えています。

向山副委員長 あくまでその転借人の方に直接、企業を通さないで、県がやり取りするのは富士急行のケースだけということによろしいでしょうか。

小沢県有林課長 現時点で転借人さんの情報提供をお願いしている、直接交渉を前提に提供をお願いしているのは富士急行さんのみです。

向山副委員長 承知しました。この全ての県有地の代理人は足立弁護士が務めるということによろしいでしょうか。

小沢県有林課長 通知文にもありますように、今回の富士急行さんに関する貸付地については現時点では足立弁護士が代理人になると承知しています。

向山副委員長 承知しました。通知文の中にもありましたけども、違法無効の状態にある場合は御相談に応じることができない状況とありますが、他の県有地の賃借人の方、特に素地価格で算定をされている場所は違法無効の可能性が高いというふうに見られていますけども、そういった方々も相談には県は今応じていない、また、応じられない状況という認識でよろしいでしょうか。

小沢県有林課長 富士急行さんの貸付地に対する判断が他の貸付地にいえるかどうかということについては、今後精査をして、判断をしていかなければならない問題だと考えています。

向山副委員長 簡潔に言うと、相談に応じないのは、現状で富士急行だけは相談に応じないということによろしいでしょうか。

小沢県有林課長 通知文にありますように、富士急行さんを対象にしたものであります。

向山副委員長 あと、本会議等の答弁でもありましたが、富士急行と県というのは、原告側の主張によれば癒着の可能性がかなり高いというそういう指摘をされているということで、個々には交渉できないという答弁もありましたけれども、この癒着の可能性というのは他の県有地でもあり得るといふふうに、担当部局としてはお考えでしょうか。

小沢県有林課長 そういったことはないものと考えています。

向山副委員長 今、癒着の可能性があるのは、県と富士急行だけということによろしいでしょうか。

小沢県有林課長 癒着の構造という考え方につきましては、原告の言っていることでありまして、県としてそういったものはないと考えています。

向山副委員長 では、項目としては最後にお伺いしたいんですが、森の67ページに演習場交付金と、県有資産所在市町村交付金というのもございます。
特に所在市町村交付金については、この今回の適正化調査、あるいは不動産

の鑑定によって、この部分の金額も大きく変わってくる可能性があるという認識でよろしいでしょうか。

小沢県有林課長 当初予算書に計上させていただいております1億2,379万9,000円につきましては、山林、従来の貸付料の算定方法で算定した額をベースに算定しておりますので、今後の不動産鑑定との調査によりまして、変わる可能性はあると考えています。

向山副委員長 この金額が増額する可能性が大きいと思いますので、その際には収入として入ってくる分もあるだろうし、それをここに転嫁していくということだと思います。

その、演習場交付金に関していえば、これは原告側も言っていますが、政治的な配慮による不動産鑑定はあり得ないと。きちんとした、この演習場についても不動産鑑定をして、適正な対価は何かをしっかりと見きわめた上で、この演習場交付金も考えていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

小沢県有林課長 現在、計上しております予算の中で、演習場交付金について不動産鑑定を行うという予算は計上しておりません。

向山副委員長 これはあくまで住民訴訟側の話になっちゃいますが、政治的な配慮なく、きちんと公正公平なこの演習場についても恣意的なものなく、きちんとした土地価格とは何かを調べることも今、求められていることだと思いますので、ぜひ、適切に来年度内でやっていただきたいなと思います。

最後になりますけれども、令和3年度のこの当初予算の中で今いろいろ議論させていただいた中で、この県有地問題、特に富士急行の土地に関してはいろんな議論が出ていますので、しっかりとこの調査も含めて、新しい県の方向性とかスケジュール感とか方針が決まった際には、適時適切にこの土木森林環境委員会にも御報告をいただきたい。これが1点と、この富士急行に提示をしている20億円という数字は県として堂々と訴えている20億円が正しいということで、知事が自信を持って訴えている部分だと思いますので、それもこの予算上において、しっかりと整合性を図って、自分は提示をするべきだと考えています。

最後に、公平公正、また中立なこの県有地の賃料算定においては、客観的、合理的、こういったものを誰が見ても、どこの県有地であっても政治的な配慮を全く排除して、賃料算定が行われることが、県民にとって一番わかりやすい、透明性のあるプロセスだと考えます。

この3点をしっかりと反映して、来年度のこの恩特会計の予算の運用に資してほしいなと思いますけれども、最後、林務長にお伺いしたいと思います。

金子林務長 3点ございました。まずは20億円のお話しについては、あれは平成29年度の適正賃料を算出したものということでございますので、これはもう、令和3年度の新規賃料という、もう時点が変わりますので、これはもう変わった額になるかと思えます。その変わった額でしっかりと対応していきたいと思っております。

それと、適正な賃料に関しましては、全ての県有地、同様であると考えてございます。ただその、国の演習場につきましては、政治的というふうにおっしゃいましたが、要はその、演習場として使うことで、演習のときに立木が被弾し、木の価値を下げてしまうのですとか、そういった、要は演習場として使うこ

とによる補償というか、その部分が従来、組み込まれて賃料が構成されてございます。

地方自治法237条2項でいっているのは、「適正な対価なくして」ということで、その適正な対価よりたくさんもらってはいけないということでは、当然ないわけでごさいます、少しその賃料の決め方、これは議会のほうでも大勢入っていらっしゃる演習場対策協議会、皆川代表が委員長ですが、そういったところを通じての交渉というのがございますので、これは少し一律には論じられない部分があるかと思っています。

そして、しっかりとした説明ということに関しましては、これは適時適切なタイミングでしっかりと説明責任を果たしていきたいと考えてございます。

清水委員

森の65ページマル新のやまなし次世代林業強化推進事業費1億300万円余、この内容について、何点か質問させていただきます。

まず、この事業費がそこに書いてございますように、森林施業の効率化と低コスト化を図るために、伐採から植栽までを一体的に行う一貫作業システムを導入すると。これは山梨県が78%森林の県でございまして、こうした事業は何よりも優先する事業だと考えております。

それです、今回、この1億円を用意してあるということなんですけれども、まず、ここでいっている伐採から植栽まで一体的に行うというこの一貫システムというものはどのようなものを行っているのか、御説明お願いいたします。

小沢県有林課長

県有林内において、現在考えております一貫作業についての内容でございますけれども、伐採作業時に使用した林業機械を用いまして、伐採跡地の集材の整理などによります地ごしらえ、苗木の運搬を行うほか、先ほど説明にもありましたが、年間を通じて植栽ができるという、施工性にすぐれたコンテナ苗を植栽に使用することとしております。こうした伐採と植栽の一体的な作業によりまして、効率化と低コスト化を進めるということとしております。

清水委員

伐採から植栽まで一連の作業、今までは分担してきた分業化を、それを連合して総合化するというのは効率化には極めて有効だと思います。それで、今回、この計上した1億300万円余はどのような扱い方をするのでしょうか。

小沢県有林課長

この事業の具体的な内訳でございますけれども、伐倒木の集材やそれから地ごしらえ、植えつけまでの作業経費や伐採木を木材市場で販売するための運搬、それから販売委託にかかる経費として、合計約7,500万円を計上しております。このほか、獣害防止策を設置する経費として、約2,800万円を計上しているところであります。この事業では全体としまして、5,600立方の木材を市場で販売することとしてございまして、伐採やその植栽作業の請負、委託経費との差額、約500万円になりますけれども、500万円の収益を見込んでいます。

清水委員

ありがとうございます。今、お話しいただいた内容も、部分的には今まで山梨県として予算をつけてずっとやってきたと思うんですけども、今回、一貫作業システムという新しいシステムで、従来とこのシステムを導入した対比という導入効果です、それはどのように考えられていますか。

小沢県有林課長

県有林におきましては、県有林材を安定的に搬出しまして、それから、伐採

跡地の確実な再造林を確保するというためには、こうした作業の低コスト化を図る必要があると考えております。

このため、本事業では枝葉のついた状態で伐採木を集材するなど伐採にかかる経費を縮減するとともに、先ほどお話ししました、一貫作業システムにより、従来に比べまして3割程度のコスト削減を目指しているところであります。

清水委員

30%の生産性向上という話しですごく話だなと思います。それでですね、今回その内訳は、伐採、植栽、さらには市場、木材市場での販売という、一連のこの事業関係者、いわゆるステークホルダーですね、それぞれ受益者がいると思うんですけども、その辺の連携をどのようにやっていこうとしてるんですか。

小沢県有林課長

これまで別の事業者が行ってきました伐採と植栽でありますけれども、これまで一体的に行う林業事業体さんであるとか、あと、木材市場を運営します森林組合、それからコンテナ内の生産事業者などと連携して取り組むこととしております。

清水委員

ありがとうございます。先ほど申し上げましたように、山梨県は森林面積が78%、そのうち県有林が46%で、まずここからこのシステムを導入して、30%の生産性を上げると、こういう事業だと思うんですけども、これが終わると当然、次の民有林ですね、53%比率する民有林のほうにその効果の拡大を広げると思うんですけども、これの拡大計画はどのように考えているんですか。

小沢県有林課長

委員がおっしゃるとおり、一貫性のシステムは従来と異なる先駆的な作業手法であります。県有林が率先して取り組むこととしまして、この事業を通じまして、受入事業者さんの技術向上を図るとともに得られました知見につきましては、林業事業体の研修等を通じまして、民有林を含めた県内全域に普及したいと考えております。

清水委員

山梨県の林業は約6割が利用可能な林齢に達していると言われております。ですから、こうしたシステムを導入することによって、さらに生産性が30%上がるシステムを導入するということはすごく意味のある内容だと思います。ですからぜひ、この作業内容をスケジュールどおりしっかりと、30%生産性が達成できるように推進をお願いしたいと思います。答弁は要らないですけど、ぜひ、よろしくお願ひいたします。

※答弁訂正

小沢県有林課長

先ほど答弁させていただいた内容の中で、一部、誤りがありまして、訂正をさせていただきたいのですがよろしいでしょうか。

先ほど契約件数が全体で900ありまして、3年に1度の料金の見直しの対象箇所、何契約あるかというお話がありました。先ほど「全て」というお話をさせていただいたんですが、間違いがありまして、3年に1度の改定期になるものは350件となります。

訂正をさせていただきます。

討論

なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第25号 令和3年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第15号 専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第34号 林道事業施行に伴う市町村負担の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(公益財団法人山梨県環境整備事業団第4次改革プラン案について)

古屋委員 今、河西課長から説明がございました。実は今年2月2日の山日新聞に、この関係について書いてありましたけど、私は大変心配しています。

やはり山梨県の環境問題、これからの環境に対する改革プランということで、歴代知事がこの環境についてはやってきた課題がありまして、今、お話しがございましたとおり、環境についてちょっと気になりましたので、実は2月4日に同僚議員と一緒に現地の明野の産業廃棄物最終処分場を調査させていただきました。その際、河西課長初め、現地の県職員の方々には大変お世話になりました。

今、改革プランの説明の中で、想定する維持管理期間が10年との説明があったわけですが、廃止するためにはその基準をクリアする必要があるということでございますが、きょうはせつかくの機会でございますから、その内容について本委員会の中でもう一度、丁寧に説明をいただきたいと思っております。

河西環境整備課長 処分場を廃止するための基準でございますが、その基準の項目が幾つかございますが、その主なものにつきましては、まず処分場から染み出てくる浸出ですとか、それから埋め立てられている廃棄物から発生するガスの発生状況等でございます。

その、廃止基準でございますが、浸出水については国が定める排水基準の10分の1の数値とすることで、地元の北杜市と公害防止協定を結び、その基準としておりますが、現在約40項目あるうちの2項目について、まだ基準をオーバーしている状況でございます。

それから、処分場の中で発生しているガスにつきましては、発生しない、または増加しないということが国で定める廃止基準でございます。濃度につきましては、季節変動等でまだ若干増減しているものの、発生量については昨今、減少の傾向にございます。

古屋委員 具体的に新聞にも出ていますから、おわかりの方は記憶があると思うんですけど、49項目のうち、2項目というのはどのような内容が達してないのか。あるいは改善をどのようにしているのか。国の基準を含めて、具体的な数字等があれば、その辺について明らかにしていただきたいと思えます。

河西環境整備課長 現在、基準をクリアしてない具体的な項目はマンガンとホウ素でございますが、現在の数値の経緯等でございますけれども、現在の廃止基準値は具体的に申し上げますと、浸出水、1リットル中に含まれる量が1ミリグラム未満になるということが廃止基準になってございます。現在、マンガンにつきましては処分場閉鎖した直後に約6ミリグラムだったものが現在は大体2から3ぐらいで推移している状況でございます。

ホウ素につきましては、閉鎖直後、大体4ミリグラムだったものが現在は1ミリグラム台。その1ミリグラム台もたびたび廃止基準をクリアしている状況でございます。ホウ素、マンガン、それぞれどういう廃棄物の影響によるものかということなんですが、基本的には処分場内に廃プラスチックを搬入して、その廃プラスチック類に付着していたものが、雨等によってそれが洗い流されて、数値として出てきているような状況を確認してございます。

古屋委員 確かに、この数字を見ますと、国の基準を10としてみれば、マンガンについては先ほどの話したように、近年平均すれば2から3ぐらいということずっと維持されていますし、ホウ素にしてみれば、国の基準が10としたら、大体1ということで、そのときの状況があって、地元の皆さんにとってみれば、この明野の処分場の問題は、本当に100パーセントしっかり保障されなければ、この明野処分場の廃止というのは認めることにはできないということずっと今日まで続いているわけでありまして。先ほども御説明があったとおり、これまでの建設費約30億円のお金をかけて、管理費も毎年おそらく1億円以上かかっておりまして、累積赤字がこの53億円というような状況の中において、一般論でいきますと、この数字だけ見ると、このへんについても県として、地元の自治体、そして地域の方々にも年に1回か2回、お話しされていると思うんですけども、こういったものをすぐに廃止にしろということまでは言いませんが、やはりこれを100パーセントにするとしたら10年ではとてもできない。ずっと多分それなりの数字はこの、今とりあえず2つだけ数字がマンガンとホウ素の数字がちょっとクリアできてないということで続いているんですけど、その辺の扱いというのは、県として、今後どのように考えているのか。その辺のお考えをちょっと示していただきたいと思えます。

河西環境整備課長 古屋委員の御質問の趣旨につきましては、地元との話し合いを通じて、そのような基準の管理の取り扱いについての話し合いをという、そういう趣旨だと受けとめましたけれども、一番先ほど、冒頭で申し上げましたとおり、施設廃止にかかる基準につきましては、当時、全国最高水準の安全性を目指して、地元の北杜市と直接公害防止協定を結ぶ中で位置づけられているものでございますので、まず、これについては尊重しなければならないと考えてございます。

このため、県といたしましては、廃止を想定する10年間と考えてございますが、まだあと残り4年ございますので、いずれにいたしましてもこの間、安全に配慮しつつ、しっかりと施設の維持管理をまずは行ってまいりたいと考えてございます。

それから、一方で毎年、多額の維持管理費が発生しているわけでございますが、水処理など、施設の管理方法全般について、再度、総点検をさせていただきまして、見直しが可能なものについては一層の工夫を凝らすことによって、できる限りコストの縮減を図りまして、効率的な運営に努めてまいりたいと現在は考えているところでございます。

古屋委員

確かに、長い歴史の問題でありますから、そう簡単に数字を見てどうのこうのとか、あるいは行政がこの場で見直しするなということ、多分いえないと思います。いずれにしましても、もちろん数字は尊重しながら、問題は、この安全性をしっかりと、これは安全なんだ、国の基準は本当に大丈夫なんだ、山梨県のこの基準というのは地元の協定の中で、この10倍の基準になってるけど、国の基準はこうなんだということを含めて、ぜひ、あと4年という期間がございましたから、明野がある自治体、そして地域と回数をふやしながらぜひ、話し合いを重ねる中でいい方向にもっていただければ大変うれしいと思います。答弁はいいませんが、最後、申し上げておきたいと思います。

(林業の担い手就労環境の対策について)

佐野委員

ありがとうございます。それでは今後においても課題があると思われ、林業の担い手就労環境の対策についてお聞きをしたいと思います。

本会議でもお聞きをしましたが、具体的な部分について再度、お聞きをしたいと思います。先ほどの条例の概要での説明にあるとおり、令和4年度に県立農業大学校に森林学科が設置されて、将来にわたって安定した林業の担い手確保に取り組むこととしており、非常に大きく期待をしているところであります。

また、50年生以上の森林資源の活用と、それに伴う林業事業が増大して、生産性の向上を支える人材の確保育成のためにも、これは就労人材の安定した生活ができる就業環境の整備が最も重要であると思われ、

そこで、初めに平成29年に立てました、山梨県林業労働力確保促進基本計画による現状と課題に対する対策についてお聞きしていきたいと思っております。

まず、基本計画策定時に県内では11の森林組合を含めて、97の林業事業体があるとされています。森林組合を除く残りの86の事業体について、このうち月給制を導入し、健康保険、雇用保険、年金制度等の社会保険に加入している事業体は幾つあるのか、お聞きしたいと思っております。

金丸林業振興課長 ただいまの質問にお答えいたします。林業の雇用環境ということで、現在、認定事業体という事業体がございます、これは雇用管理の改善と事業の合理化計画ということで、5年目までの改善措置の目標を入れた計画を立て県が認

定している事業体になります。この事業体が今、45ございまして、この事業体の状況なんですけれども、この事業体からの報告を確認している中で、労災保険は全ての事業体で加入をしておりますけれども、雇用保険、それから健康保険などについて年々加入率は上がってはいますけれども、まだ、一部の未加入の事業体もございまして、ここについては引き続き今、指導をしているところです。この認定において、その辺を指導しているという状況です。

佐野委員 ありがとうございます。45のうち、幾つかはこの加入をされていないということだと理解をいたします。この家族経営のような小規模事業体も多いのでしようけれども、他の理由も含めて、この少ない理由というのは何が原因か、お聞かせいただきたいと思います。

金丸林業振興課長 ただいまの御質問にお答えします。少ないというのは事業体の数の話ですか。

佐野委員 雇用保険の……。

金丸林業振興課長 雇用保険の加入のですね。先ほど言ったように労災保険は全て加入していますが、雇用保険、健康保険につきましては、やはり小規模零細な事業体が多い中で、家族経営とか、あと臨時的に雇っている方等々ございまして、なかなか加入のほうが進んでないところもあったり、あと、加入しなきゃならないのに、事業主さんの認識がちょっと違って、任意というか、加入しなくてもいいというような捉えをしているところもございまして、そういう意味で、一部の事業体が未加入というところがございまして。

佐野委員 ありがとうございます。そういう理解をされているところにはおおい、お話しをしながら加入を進めていくことが大事だと思います。これは先にも述べましたとおり、新しい人材が入ってくると、その人たちが定着しなきゃいけないので、そういった部分が非常に必要ではないかと思っています。

次に、本県でも認定事業主について各種の助成制度を設けているというのは承知しております。他県ではさらに社会保険料の助成や、就労環境の改善に直接つながる取り組みを行っている、そのような自治体もあります。また、森林環境譲与税を活用した雇用対策を行っている県もあるとお聞きをしておりますけれども、本県はどのように取り組んでいくのか、現状と今後をお聞きしたいと思います。

金丸林業振興課長 先ほどの認定事業体になりますと、例えば国の、林野庁の補助事業であります、「緑の雇用」という研修制度がございまして、こちらのほうで事業の集約化とか路網の整備、高性能林業機械とか、こういうものを効率的に作業できる、そういう知識とか技術を学べる研修制度がございまして、このへんの参加を促しているということと、それ以外に、県独自の部分でいきますと、労災保険の上乗せ補償の掛金の補助制度とか、そういうところは取り組んでおります。

佐野委員 ありがとうございます。県有林については、この県土の約3分の1の面積を有するものだと承知をしております。この規模やこの事業費からも存在はこの県有林、大きくて、事業体にとって、県から発注される県有林整備業務は、経営上重要な事業であると思っています。したがって当然に担い手の確保が必要ではないかと考えるわけでありまして。

また、県有林は全国最大規模のF S C認証森林でもあります。F S Cは定期的な審査を受けているとお聞きをしておりますけれども、審査項目の中の原則に「労働者の権利と労働環境の中で組織は労働者の社会的、経済的福利を維持または向上しなければならない」と。「労働者には認証範囲内の森林管理区画で施業を行う請負業者なども含まれる」とありますけれども、社会保険の整備がされていなければ、労働者の社会的・経済的福利を維持または向上させているとは言いがたい事業者がF S C認証林の整備を請け負っているようなことになると考えます。

制度上、問題と思われまして、また、県有林では発注にあたり事業者がこの原則に適合しているかを確認しているか。この認定事業主とされている事業者での整備を確認しているのであれば、どのような方法で行っているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

小沢県有林課長 県有林におきましては、県有林造林事業の入札に参加しようとする事業者に対しまして、提出を義務づけております雇用管理等状況調書によりまして、労災保険を始めとした、共済保険の加入実態を把握することとしております。

佐野委員 ありがとうございます。先ほどの繰り返しだとは思いますが、社会保険の整備等、やはり必要だとされておりますので、ここはしっかり進めていただきたいと思います。

県土の保全のためには、森林の適切な管理が重要であるということは論を待たないわけでありまして、その根幹をなす従事者の安定的な確保、すなわち、将来にわたって生活設計が立てられることができるような月給制、社会保険制度の整った就労環境でなければ、新規に就業しても離職してしまうことも考えられ、担い手の安定的な確保は困難であると思われまして。この問題は担い手の担当課だけでなく、県有林課、治山林道課についても同様であることから、森林環境部としても社会保険料の助成など、実効性の高い取り組みが必要と思われまして、いかがでしょうか。

また、今後はどのように取り組んでいくのか、それぞれをそれぞれの課にお聞きしたいと思います。

金丸林業振興課長 就労環境の改善ですけれども、やはり林業就業者が定着していくには、雇用、労働条件ですね、ここの給与面も含めて必要な部分でして、先ほど言われたような日給制から月給制の変更とか、そういうものも先ほどの改善計画の認定等の折には、その辺を指導しながら雇用条件の向上に向けて取り組むようにしておりますので、そういったことを地道にやっていきたいと思っております。

小沢県有林課長 県有林課におきましては、F S Cが推奨しております労働者の権利ですとか、労働環境に関する考え方のもと、事業として実施しております森林整備、造林事業が実施できますように、請負事業の設計単価をその二省協定単価を使って適正な賃金水準の確保を図るですとか、あと、労災保険や健康保険を事業者の負担金につきましても、工事費の中で一定割合を計上していると。

さらには安全装備の装備基準というものをつくりまして、基準への適合を、請負業者に義務づける。それから定期的なパトロールも実施することによって事業者の、事業者の安全管理に対する意識向上ですとか、労働災害の未然防止に努めているということでございます。

佐野委員 安全環境については先ほどからずっとお聞きして、承知をしておりますので、

就労環境、いわゆる先ほども述べさせていただきましたけれども、社会保険制度や月給制などというのやはりしっかりと進めてっていただきたいと思います。

これは森林経営の永続的な生産性を向上させるということ。これは人材育成と労働環境整備とともに、これは現場での待遇の改善は必要であると思います。

今後は対応、対策積極的にされることを期待しまして、質問を閉じさせていただきます。

(再生可能エネルギーの状況について)

清水委員

先ほどの知事が2050年カーボンニュートラルっていう話をさせてもらったんですけども、山梨県の再生エネルギーの比率をどうやって拡大していくか大きなテーマなんですけども、この森林環境部として再生エネルギーの太陽光とか地中熱とか水力とか風力とかあるんですけども、トレンドがわからないんですけども、それはどこを見ればわかるんですか。

中澤環境・エネルギー課長 ただいまの御質問にお答えします。本県の再生可能エネルギーの状況といいますかトレンドということでございます。本県の再生可能エネルギーは、主に水力が全体の割合とすればかなりを占めております。続いて太陽光ということで、この2つでかなりの割合を占めているわけでございます。

太陽光につきましては、事業用のものについては規制の方向、条例も含めて、強化という動きがございます。一方で、再生可能エネルギー自体は推進していく必要があるという認識も当然、ございますので、例えば本県の地域資源であります水を活用しまして、水力自体はすごく大型の水力発電はなかなか難しいと思いますけれども、小水力発電に力を入れていくですとか、そういった形で導入を推進していきたいと思っています。

今後、事業用の太陽光につきましては、あまり伸びはないと。水力についても大型のものは難しいということだと思いますので、小水力ですとか、あとは太陽光であっても屋根置きのものですとか、そういったものを伸ばしていきたいと考えています。

清水委員

今、お話しいただいた内容が、令和3年にはあと幾つ伸びて、5年後は幾つになって、10年後は幾つになるかという、そういうトレンドがあって、初めて2050年につながると思うんですけど、そういう長期的なスパンで見た計画って必要だと思うんですけど、何でないんですか。

中澤環境・エネルギー課長 ただいまの御質問にお答えします。再生可能エネルギーについては県のエネルギービジョンによりまして、導入の目標、クリーンエネルギーを導入していこうということで、目標の設定をしております。一応、70%を目指すということで進めておりまして、最新のデータですと、60%ぐらい占めておりますので、進捗とすると非常に順調だと考えておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、水力とか太陽光が今、けん引している状況ですので、今後はさらに違うものに力を入れて目標達成に向かっていきたいと思っています。

清水委員

総合計画が近々発表されると思うんですけども、そういう中で再生エネルギー、山梨県はこういう取り組みをしていくんだという項目が当然あると思うんですけど、今のお話しだと水力はこの課のこの項目、風力はこっちの課のこの項目、そういうのを足さないといけないという話しになっちゃいますよね。

それだと何か違うんじゃないかなと思うんですけど、どうなんですか。

中澤環境・エネルギー課長 ただいまの御質問にお答えします。再生可能エネルギーといいますが、当然風力もあるし、水力もあるし、いろんなものがございまして、それぞれのその導入状況というものをトータルでどのくらい山梨県で導入されているのかということで今、70%というところで目標にしておりますので、いずれにしてもその、内訳はいろいろありますので、そこは積み上げていくのだろうということをおっしゃっています。

清水委員 いずれにしても2050年を知事が公約して、それに向かってスタートしているわけですね。だからそれに向かったやはり事業計画があって、それに向かった行動計画があると思うので、例えば県民の人が山梨県の知事があの目標をつくって、5年後にはどうなるのといわれたときに、いや、再生可能エネルギーはここまで来ますよとか、そういう話しができるまとめ方というのは必要だと思うんですね。ですから御検討いただきたいと思います。

(林道の活用について)

流石委員 私は今年の一般質問でハザードマップの改正について質問させていただきました。それはそれでいいんですが、私が一番心配なのはやはり富士山の噴火なのかなと。地震よりも津波よりも富士山の噴火、どこで噴火するかわからない。そういうのが一番心配だということで、林道を何とか活用できないかという再質問をさせていただいた経緯がございまして。

15から20ぐらい林道がある。林道は林道としての役目しかないというお答えをいただいたんですけども、忍野村には、忍草地区に約4,000人と内野地区にも4,000人ぐらいが住んでいて約8,000人住んでいるんですね。その忍野村にはファナックという会社に毎日、約3,000人が通っていると。何とか内野地区の方、都留の鹿留林道を利用できないかという再質問をしたんです。まだ、林道としての役目しかないの、冬季は閉鎖していると。そこは大きな車も通れる範囲であるから、何とか活用していただきたいという質問をしたんですが、県道などと比べて、明らかにそれは違うでしょう、はっきり言って林道だから木を切ってそれを運ぶだけの道だと思いますが、具体的にどのように違うのか伺いたいんですが、よろしいでしょうか。

倉本治山林道課長 まず、御質問の鹿留林道についてでございますけれども、これは木材の搬出を主な目的として開設された路線であります。開設に当たりましては林道規定に基づき設計をしていますので、幅員が4メートル程度と狭く、急カーブ、急勾配が連続しております。

林業用車両が走行するために必要最低限の規格となっております。道路構造令などに基づく一般県道、国道等と比べますと、安全円滑な走行上、やや劣る構造となっております。

流石委員 鹿留林道ですから、一般の車両のように使えないということは私も存じております。いろんな富士山の周りには本当に交互通行できないような、そういう林道もあるってことも知っていますが、都留市は2万5,000人くらいいらっしゃる。それから忍野村には大体2地区合わせて8,000人から9,000人くらいいる。その間に林道がある。何とかこれはハザードマップを改正してでも、いざというときに道路として使えないかという質問をしたんですが、安全に通行させるためにはこの、整備の維持管理を行っているのかどうか。今

現在、どのような維持管理をしているのかお聞きしたいと思ってるんですが、よろしいでしょうか。

倉本治山林道課長 この林道での整備状況、維持管理の状況ということでございますけれども、この林道では国庫事業によりまして平成25年度より改築工事を行いまして、一部区間で幅員を5メートルに拡幅したり、急カーブの改良、それから古い橋の架け替え、そういったことを行っております。

また、県単独事業によりまして小さな修繕工事、あるいは土履きなど日常の維持管理なども行っております。

流石委員 せっかくこの林道があるので、新しいトンネルを掘ることもないし、新しい道路をつくるということも要らないので、何とかできないかなど。ただ、林道を避難路として活用するには、今のところ、冬は通行どめになっているんですよ。

それで、具体的にどのようなことが通行どめになる理由なのか。ある程度、標高が高いところも存じておるんですけれども、通行どめになる理由もちょっとお聞きしたいと思うんですが、いかがですか。

倉本治山林道課長 この林道は二十曲峠という峠を越すような線形になってございまして、二十曲峠の、標高が1,150メートルということで、冬季は積雪や路面の凍結がございまして。また、冬季になりますと、凍結融解で予測できない落石発生のリスクが増すというようなことがございまして、通年通行の安全を確保するためには、多額の経費が見込まれます。

それから先ほど申し上げたような、構造上の改良とかそういったことがさらに必要になるということで、そうした数々の諸課題を踏まえた中での検討が今後、必要であると考えております。

流石委員 その課題は存じてはおるんですが、1,150メートルという標高は、スバルラインが2,000メートルで営業しているんですよ、4合目まで。いろんな維持管理をしながらやっているんですが、課題が多くて簡単ではないことは重々承知なんです、私も。

ただ、内野地区の方にとっては、避難路みたいな、一般道とは言わなくてもいざというときに使えるようになれば全然違うなと思っているので、今後林道は林道という言い方もわかりますけれども、ぜひそこは、くの字をへの字とは言いませんがくの字をなの字にしますので、ぜひ、うまく利用したいなと思って、前向きに検討していただくようお願いして終わります。ぜひ、今後も前向きに考えてもらうように質問いたしますので、そのときには誠意ある対応をしていただければありがたいなと思いますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

答弁は要りません。よろしく申し上げます。

(神奈川県との共同事業について)

向山副委員長 1点だけお伺いします。神奈川県との共同の事業の取り組みについてお伺いしたいんですけれども、平成24年から県民の皆さんに森林環境税の御負担をいただいておりますけれども、本県の森林のこの恩恵を流域の方々に一定の協力をいただくべきという考えのもとで、その平成24年度から神奈川県と、水源環境保全税というのを財源として、共同事業を行っていることと承知しています。この水源環境保全税は、年40億円ぐらいとホームページで見させていただき

ましたが、本県の森林環境税を活用した、この神奈川県と共同事業について、これまでの取り組み状況についてお伺いしたいと思います。

後藤森林環境総務課長 神奈川県との共同事業につきまして、現在まで第1期と第2期の事業計画に基づき、実施してまいりました。平成24年から平成28年度の第1期の共同事業におきましては神奈川県に1億5,059万8,000円、細かいですが御負担いただきまして、桂川流域の荒廃した森林の、民有林になりますけれども、そこで間伐、1,077ヘクタール、それから広葉樹の植栽を11ヘクタール実施してまいりました。

また、生活排水対策といたしまして、神奈川県が1億3,085万3,000円負担して、大月市内の下水処理施設、大月桂川清流センターのリン削減処理を実施してまいったところでございます。

また、現在実施中でありまして、第2期計画共同事業では令和3年度までの予定であります。森林整備については神奈川県が年平均で2,000万円、合計5年間になりますので1億円を負担していただきまして、間伐728ヘクタール、それから広葉樹の植栽10ヘクタールを共同で実施していくこととしております。

今現在の実績につきましては、平成29年度から始まっておりますので、令和元年度までの3年間になりますけれども、この実績につきましては間伐、年459ヘクタール、それから広葉樹の植栽が4ヘクタールを共同で実施してまいりました。

生活排水対策につきましては、神奈川県が9,209万5,000円を負担していただきまして、ひきつづきリンの削減処理を実施してまいる予定でございます。

向山副委員長 来年度末で第2期共同事業が終了の予定だと思っておりますけれども、その次の事業年度に向けて、一定程度の負担をしていただいている中で事業をしたと承知をしたんですけども、次の事業内容について、いま協議している、また計画している部分があればお伺いしたいと思います。

後藤森林環境総務課長 次期の計画になります。令和4年度からになります。第3期共同事業の協定の締結に向けまして、去る10月27日に第1回目の両県の関係課の職員によります作業部会を開催いたしました。そしてそこで両県のスケジュール等について確認したところでございます。

この際、本県から森林整備に関する新たな共同事業といたしまして桂川流域におけるニホンジカの管理捕獲、それから生活排水対策としての公共下水道整備に対する市町村保全について提言を行ったところでございます。

その結果になりますけれども、神奈川県からは負担金の財源であります水源環境保全税については、先ほど委員、おっしゃられたように、水源環境に直接に効果がある事業に充てることとしておりまして、シカの管理捕獲については共同事業対策としては困難との回答があったところでございます。

一方、公共下水の整備につきましては、桂川に流入するリンの削減によって、直接的な効果のある事業といたしまして、現在、神奈川県におきまして、共同事業で実施が可能かどうかを検討していただいているところでございます。

向山副委員長 基本的には協定に基づく事業というふうに承知をしましたが、この上流に位置する我が県の、この森林環境部を初めとして、皆さんに森林や河川を整備保全してもらっていることによって、下流域の皆さんの安全安心が保たれ

ているということを、山梨県として神奈川県、あるいは関係する都県の皆さんには周知をして、またそれを再認識していただくことも重要なと思っています。この森林から、特に桂川とか相模川の水を守るためにはより多くの分野で神奈川県とも連携をしていく必要性もあるかなと思います。そこら辺についてはいかがでしょうか。

後藤森林環境総務課長 共同事業の内容につきましては、両県で締結をいたしました基本交渉において定められておまして、森林整備等については水源環境の保全、再生を図るための事業として共同して実施することとしております。

このため、共同事業で行うものにつきましては、基本的な考え方としまして、基本合意書で定められた枠組みを超えたもので行うことは難しいものであると考えておるところでございます。

向山副委員長 枠組みの部分は承知をしましたが、ホームページを見るとその神奈川県で言えば、例えば間伐材の搬出促進とか土壌保全対策の推進、県にもそういうところで多分、関係していると思うんですけども、例えばその間伐材についても、間伐することによって木材利用につながるかもしれないし、もうちょっと大きい枠組みで捉えないかどうかっていうのも、ぜひ、神奈川県とも、大きい財源を持っているところですので、ぜひ協力して何かできないかと前向きに提案をしていただきたいなと思いますし、この森林整備に関しては、議会としてもこの基本合意書の枠組みを超えて何かできないかということ議長を先頭として神奈川県議会とも何か連携できないかということも取り組んでいく必要もあると思いますので、ぜひ、県には大きい目線で、また幅広い取り組みを進めていけるように、ぜひ、取り組んでいただきたいと思います。

その他

- ・3月9日に県土整備部関係の審査を行うこととされた。

以 上

土木森林環境委員長 乙黒 泰樹